

日本政府は、人種差別撤廃条約（以下「本条約」という。）第9条及び人種差別撤廃委員会手続規則第65(CERD/C/35/REV. 3)に基づく2024年6月25日付け人種差別撤廃委員会（以下「委員会」という。）からの情報提供要請に対し、以下のとおり回答する。

1 序論

本条約の適用対象となる「人種差別」とは、本条約第1条1に鑑み、社会通念上、生物学的諸特徴を共有するとされている人々の集団、及び社会通念上、文化的諸特徴を共有するとされている人々の集団並びにこれらの集団に属する個人につき、これらの諸特徴を有していることに基づく差別を対象とするものであると解される。この点、改正された出入国管理及び難民認定法（以下「改正入管法」という。）はこれらの諸特徴に基づく差別的な規定はないことから、改正入管法は、本条約にいう「人種差別」に当たらないものと考えている。

また、書簡で引用されている委員会の一般的意見には、それ自体に法的拘束力があるものではないが、一般的意見30で示された見解に照らしても、今回の出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）の改正は、市民でない者の特定の集団を差別するものではない。しかしながら、委員会が求める情報に関しては、本条約の締約国として誠実に対応する観点、委員会と建設的に対話をを行う観点及び関係する人々に対し真摯に説明を行う観点から、以下の情報を提供する。

なお、改正入管法の規定は、以下のとおり、日本に居住する永住資格を有する市民でない者の人権、とりわけ本条約の下で保護される権利に不均衡な影響を及ぼすものではなく、委員会の懸念に対しては、既に適切な措置がとられている。

2 現行の入管法の永住許可制度

現行の入管法上、外国人が永住許可を受けるためには、原則として、

- ① 素行が善良であること
 - ② 独立の生計を営むに足りる資産又は技能を有すること
 - ③ その者の永住が日本国の利益に合すると認められること
- の3つの要件を満たす必要がある。

出入国在留管理庁では、これらの要件を明確化し、外国人及び関係者の予見可能性を確保するため、「永住許可に関するガイドライン」¹（以下「本ガイド

¹ https://www.moj.go.jp/isa/applications/resources/nyukan_nyukan50.html

ライン」という。) を作成・公開している。

本ガイドラインでは、「③その者の永住が日本国の利益に合すると認められること」とする要件に関し、原則として引き続き 10 年以上本邦に在留していることが必要であり、この期間のうち就労資格又は居住資格をもって引き続き 5 年以上在留していること、納税など公的義務を適正に履行していることなどを規定している。

他方で、本ガイドラインでは、「原則として引き続き 10 年以上本邦に在留していること」の特例として、以下のとおり、10 年未満の在留歴であっても永住許可を受けることが可能な類型を設けており、永住許可申請者に対し、一律に引き続き 10 年以上本邦に在留する必要があるという要件を課しているものではない。

- 日本人、永住者及び特別永住者の配偶者の場合、実体を伴った婚姻生活が 3 年以上継続し、かつ、引き続き 1 年以上本邦に在留していること。その実子等の場合は 1 年以上本邦に継続して在留していること
- 「定住者」の在留資格で 5 年以上継続して本邦に在留していること
- 難民の認定又は補完的保護対象者の認定を受けた者の場合、認定後 5 年以上継続して本邦に在留していること 等

3 委員会が入手した情報に関する訂正

まず、委員会が入手した情報には、主な点に限っても、誤りがあるため、以下、正確な情報を提供する。

- (1) 御指摘の改正入管法は、第 213 回国会において成立し、本年 6 月 21 日に公布された。
- (2) 改正入管法において、在留カードの携帯や有効期間の更新申請を単に失念した場合に、「永住者」の在留資格を取り消されることはない。
- (3) 改正入管法は、税金等の公租公課について、単なる不払の事実を「永住者」の在留資格の取消事由としているものではなく、取消事由を、支払能力があるにもかかわらずあえて公租公課の支払をしないような悪質な場合に限っている。

すなわち、改正入管法は、病気や失業など、本人に帰責性があるとは認めがたく、やむを得ず公租公課の支払ができないような場合については、在留資格の取消事由として規定しておらず、このような場合に「永住者」の在留資格が取り消されることはない。

- (4) 改正入管法は、軽微な法令違反全般を取消事由としているものではなく、

強盗等の一定の重大な罪により、拘禁刑に処せられた場合に限って取消事由としており、過失犯により処罰された場合や罰金刑に処せられた場合は取消事由としていない。

なお、この取消事由は、永住者が一定の重大な罪を繰り返しても一年を超える実刑に処せられた場合という退去強制事由に該当しない限り入管法上の措置をとることができなかつたことから、これに対応するために改正入管法に追加したものである。

(5) 改正入管法は、「永住者」の在留資格の取消しについて、「法務大臣は、永住者の在留資格をもつて在留する外国人について…在留資格の取消しをしようとする場合には、…当該外国人が引き続き本邦に在留することが適当でないと認める場合を除き、職権で、永住者の在留資格以外の在留資格への変更を許可するものとする」旨規定し、仮に在留資格の取消事由に該当する場合であっても、直ちに「永住者」の在留資格を取り消して出国させるのではなく、原則として、「定住者」等の在留資格に変更し、引き続き安定的に我が国に在留させることとしている。

(6) 改正入管法は、国又は地方公共団体の職員は在留資格の取消事由に該当すると思料する永住者を知ったときは、「通報することができる」と規定しており、国の職員らに対し、入管庁への通報を要請し、報告を義務付ける制度とはしていない。

なお、本規定は、個別事案における公的義務の履行状況等を入管庁が把握することが困難であるため、国の職員らが、その職務を遂行する過程で在留資格の取消事由のいずれかに該当する疑いのある外国人を知ったときに通報できる旨を定めたものである。

(7) 仮に永住者の在留資格が取り消されたとしても、「永住者の配偶者等」の在留資格をもつて在留する配偶者や子については、原則として、「永住者の配偶者等」又は、「定住者」の在留資格で引き続き在留することが可能であり、永住者の在留資格の取消事由に関する規定が、その配偶者や子に適用されることはない。

4 改正入管法の概要（本条約の下で保護される諸権利に不均衡な影響を与えるものではないこと）

(1) 入管法においては、「永住者」の在留資格を有する者であっても、外国人である以上、他の在留資格を有する外国人と同様に、在留資格の取消しや退去強制手続等の入管法による在留管理の対象とされており、例えば、1年を超

える実刑に処せられた者は、永住者であっても、本邦から退去を強制することができる旨規定されている。

(2) 現状、一部の永住者において、永住許可後に公的義務を適正に履行しない場合があることが判明している。他方で、現行の入管法においては、永住許可後に永住者の在留審査をする手続がないため、そのような永住者に対して適切な在留管理を行うことができないこととなっている。

改正入管法による「永住者」の在留資格の取消事由の追加は、永住許可後に、公租公課の支払能力があるのにあえて支払をしないような者や入管法上の義務を遵守しない者、永住者以外の者であれば直ちに本邦からの退去を強制することとなる強盗、殺人等を含む一定の重大な犯罪を犯すなどした悪質な永住者に限って、その在留資格を取り消すことを可能とし、永住許可制度を適正化するものである。

すなわち、改正入管法は、公的義務を適正に履行し、我が国の法令を遵守して生活する大多数の永住者に影響を及ぼすものではない。

(3) また、入管法上、取消手続においては、永住者が意見を述べる機会が設けられており、その場合には、永住者又はその代理人が意見を述べ、証拠を提出することができるとしており、対象となった外国人の権利や適正手続を保障するとともに、入管庁が正確に事実関係を把握して在留資格の取消しの要否等を慎重に判断することができる制度としている。この制度は、改正入管法によっても維持されている。

法務大臣は、在留資格の取消しをしようとする場合であっても、原則として在留資格を変更することとしており、対象となった永住者について直ちに本邦での在留が認められなくなるものではなく、引き続き本邦において在留を継続することが可能な仕組みとしているという点で、永住者の我が国への定着性にも十分な配慮をしている。

さらに、永住者は、在留資格の変更又は取消処分に不服がある場合は、行政訴訟により裁判所の判断を求めることが可能としている。

(4) したがって、改正入管法が、いかなる意味においても、我が国に在留する永住者に対して差別的な影響を及ぼすことは全くない。

5 改正入管法に関する措置についての情報（委員会の懸念に対しては、既に適切な措置がとられていること）

入管法を改正する法案の国会審議においては、委員会が懸念する点に関連して、永住者の在留資格の取消しに係る規定の適用に当たっては、永住者の適正

な在留を確保する観点から、外国人の従前の公租公課の支払状況及び現在の生活状況その他永住者の置かれている状況に十分配慮するものとするとの内容の修正がなされたほか、永住者の利益を不当に侵害することのないよう、定着性及び法令違反の悪質性等の個別事情を厳正に判断するとともに、具体的な事例についてのガイドラインを作成して周知するなど、特に慎重な運用に努め、永住者の家族の在留資格の取扱いについても十分な配慮を行うものとする旨の附帯決議がなされた。

今後、このような条文修正がなされた趣旨や附帯決議の内容を踏まえて永住許可制度が適切に運用されるものであり、委員会の懸念について、既に適切な措置がとられている。

6 定期報告について

2024年4月5日付、YA/UN/112でお知らせしたとおり、日本政府は、委員会がその第110回会期で採用を決定した簡易報告手続への移行を決定した。委員会の2023年11月6日付け書簡 CERD/2023/SP/MJA/ks に書かれているとおり、簡易報告手続の下では、締約国は従来の方法による報告書の提出を要求されないと理解している。